



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第20号 令和6年5月21日発行

目次

は県例規集掲載

【規則】

番号	表題	担当課名
4 3	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	人事課
4 4	会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	同

【公布された条例等のあらまし】

● 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十三号）

- 一 会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることとした。
- 二 その他所要の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十四号）

- 一 会計年度任用技能労務職員の勤勉手当基礎額に係る加算については、技能労務職員の給与に関する規則の規定の例によることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第四十三号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「獣医師の」を「獣医学に関する専門的知識を必要とする」に改める。

第十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条の前の見出しとして「（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）」を付し、同条第一項第一号中「基準日」を「条例第九条第一項に規定するそれぞれの基準日（第十四条において「基準日」という。）」に、「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改め、「及び次項」を削り、同項第二号中「連続する」を「引き続き一又は連続する二以上の」に、「」第十七条」を「。以下「勤務時間条例」という。）第十七条」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号及び前項に定める」を「前項第二号に掲げる」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第三項」及び「それぞれ」を削り、同項を同条第三項とする。

第十三条第一項中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる会計年度任用職員として在職した期間については、その全期間

イ 法第二十九条の規定により停職にされている会計年度任用職員

ロ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けている会計年度任用職員

第十三条第二項第三号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」に改め、同号イ中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号。以下「育児休業条例」という。）」に改め、同条第三項中「第十条」の下に「（条例第十八条において準用する場合を含む。）」を加え、「及び」を「（以下「公務休職者等」という。）及び」に改め、「前項」の下に「（第一号に係る部分を除く。）」を加える。

第十四条第三項を次のように改める。

3 第一項の在職した期間の算定については、前条第二項及び第三項並びに給料等の支給に関する規則（徳島県人事委員会規則六一五）第二十条第二項（第三号、第四号及び第六号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、前条第二項第二号及び第三号中「会計年度任用職員」とあるのは「職員」と、同条第三項中「期間」とあるのは「期間に相当する期間」と、「前項」とあるのは「次条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第十五条中「（昭和二十七年徳島県人事委員会規則六一五）」を削り、同条の次に次の見出し及び五条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第十五条の二 条例第九条の二第二項の会計年度任用職員としての任期については、第十二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第九条第一項」とあるのは「第九条の二第一項」と、「基準日(第十四条において「基準日」という。)」とあるのは「基準日」と、「次号」とあるのは「第十五条の二において準用する次号」と、同項第二号中「前号」とあるのは「第十五条の二において準用する前号」と、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第十五条の二において準用する前項第二号」と、同条第三項中「第九条第二項」とあるのは「第九条の二第二項」と読み替えるものとする。

第十五条の三 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の算定における条例第九条の二第一項に規定するそれぞれの基準日(次項第八号において「基準日」という。)(以前六箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の在職した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- 一 一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるパートタイム会計年度任用職員として在職した期間
- 二 第十三条第二項第二号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間
- 三 育児休業法第二条の規定により育児休業(第十三条第二項第三号イ及びロに掲げる育児休業を除く。)をしている会計年度任用職員として在職した期間
- 四 休職にされていた期間(公務休職者等であった期間を除く。)
- 五 条例第十一条の規定により給与を減額され、又は条例第十九条の規定により報酬を減額された期間が通算して十五日(休暇又は職務に専念する義務の免除の承認を得ないで勤務しなかったことにより給与又は報酬を減額された期間にあつては、通算して一日)を超える場合には、その全期間
- 六 勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた介護休暇又は介護時間により勤務しなかった期間が六十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 七 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 八 基準日以前六箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合(公務又は通勤に起因する休職又は勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた病気休暇によって勤務しなかった場合を除く。)には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第十五条の四 第十四条第一項及び第二項の規定は、前条第一項に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。この場合において、第十四条第一項中「基準日」とあるのは「条例第九条の二第一項に規定するそれぞれの基準日(第十五条の四第一項において準用する次項において「基準日」という。)」と、同項及び同条第二項中「前条第一項の在職期間」とあるのは「第十五条の三第一項の勤務期間」と、同項中「前項各号」とあるのは「第十五条の四第一項において準用する前項各号」と、「第十一条第一項後段若しくは第十二条第六項」とあるのは「第十一条の四第一項後段」と、「第十五条第一項後段若しくは第十六条第六項」とあるのは「第十五条の二の三第一項後段」と、「第十八条第一項後段若しくは第十九条第六項」とあるのは「

第十八条の四第一項後段」と、「第九条後段」とあるのは「第九条の二後段」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「前項の」とあるのは「第十五条の四第一項において準用する前項の」と読み替えるものとする。

2 前項の在職した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- 一 前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間
- 二 給料等の支給に関する規則第二十六条第二項第三号、第四号、第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げる期間（同項第七号に掲げる期間にあつては、勤務時間条例第十五条の規定による無給休暇の期間が通算して十五日を超える場合に限る。）又はこれらに相当する期間

第十五条の五 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の算定におけるフルタイム会計年度任用職員の勤務成績による割合は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、知事が定めるものとする。

- 一 勤務成績が優秀なフルタイム会計年度任用職員 百分の百二・五超
- 二 勤務成績が良好なフルタイム会計年度任用職員 百分の九十九・五以上百分の百二・五以下
- 三 勤務成績が良好でないフルタイム会計年度任用職員 百分の九十一以下

第十五条の六 条例第九条の二第一項に規定する勤勉手当の支給日については、第十五条の規定を準用する。

第二十一条中「読み替えて」を削り、「第九条第四項」を「第九条第三項」に改め、同条第一号中「基準日」を「条例第十七条において準用する条例第九条第一項に規定するそれぞれの基準日（以下この条において「基準日」という。）」に改め、同条第二号中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

第二十二条中「第十一条から」を「第十二条から」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項	第九条第二項	第十七条において準用する条例 第九条第二項
第十二条第二項第一号	第九条第一項	第十七条において準用する条例 第九条第一項
	第十四条	第二十二条において準用する第 十四条
	次号	第二十二条において準用する次 号

第十五条	第十四条第三項	第十四条第二項	第十三条第二項及び第三項	第十三条第一項	第十二条第三項	第十二条第二項	第十二条第一項第二号
第九条第一項	前条第二項第二号	前条第二項及び前条第一項	前項の	前項各号	前条第一項	前項	前号
第十七条において準用する条例 第九条第一項	第二十二條において準用する前条第二項中「前項の期間」とあるのは「次条第一項の在職した期間」と、同項第二号	同条において準用する前条第二項及び	第二十二條において準用する前項の	同条において準用する前条第一項	第二十二條において準用する前条第一項	第二十二條において準用する前項	第二十二條において準用する前号

第二十二條の次に次の一條を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第二十二條の二 第十五條の二から第十五條の六まで並びに第二十條及び第二十一條の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五條の二	條例	條例第十七條の二第一項において準用する條例
	同條第一項中「第九條第二項	同條第一項中「第九條第二項
第九條の二第二項		第十七條の二第一項において準用する條例第九條の二第二項
	「基準日(第十四條において「基準日」という。) 」とあるのは「基準日	同項第一号中「第九條第一項」とあるのは「第十七條の二第一項において準用する條例第九條の二第一項」と、「第十四條」とあるのは「第二十二條の二において準用する第十五條の三及び第二十二條の二において準用する第十四條
第十五條の二		第二十二條の二において準用する第十五條の二
	第九條の二第二項	第十七條の二第一項において準用する條例第九條の二第二項
第十五條の三第一項	條例第九條の二第一項に規定するそれぞれの基準日(次項第八号において「基準日」という。)	基準日
	前項	第二十二條の二において準用する前項

第二十一条第一号	第二十一条第二号	第二十一条	第二十条	第十五条の六	第十五条の四第二項第一号	第十五条の四第二項	第十五条の四第三項	第十五条の四第四項	第十五条の四第五項	第十五条の三第二項第八号	第十五条の四第一項	第二十二條の二において準用する前各号
										前各号	規定は、 中「基準日」とあるのは「条例第九條の二第一項に規定するそれぞれの基準日（第十五條の四第一項において準用する次項において「基準日」という。）」と、同項及び同條第二項	規定は、第二十二條の二において準用する 及び第二項
第九條第一項	第十七條	第十七條において準用する条例第九條第三項の期末手当基礎額	第十七條	條例	前條第二項各号	前項	第十五條の四第一項	第十五條の三第一項	第十五條の四第一項	第十五條の二において準用する第十五條の三第一項	第二十二條の二において準用する第十五條の四第一項	第二十二條の二において準用する前各号
第九條の二第一項	第十七條の二第一項	第十七條の二第一項において準用する條例第九條の二第三項においてその例によることとされる給与條例第十一條の四第二項前段の勤勉手当基礎額	第十七條の二第一項	條例第十七條の二第一項において準用する條例	第二十二條の二において準用する前條第二項各号	第二十二條の二において準用する前項	第二十二條の二において準用する第十五條の四第一項	第二十二條の二において準用する第十五條の三第一項	第二十二條の二において準用する第十五條の四第一項	第二十二條の二において準用する第十五條の三第一項	第二十二條の二において準用する第十五條の四第一項	第二十二條の二において準用する前各号

この条

第二十二條の二において準用するこの条

第二十五條中「昭和三十三年徳島県人事委員会規則六一七」を「徳島県人事委員会規則六一七」に改める。

第三十條第一号中「第九條第四項」を「第九條第三項」に改め、同條第二号を次のように改める。

二 條例第九條第三項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額又は條例第九條の二第三項の規定によりその例によることとされる給与條例第十一條の四第三項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額

第三十條第五号中「期末手当基礎額」の下に「又は第二十二條の二において準用する第二十一條の規定によるパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第四十四号

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（令和二年徳島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「期末手当基礎額」の下に「等」を加え、同条中「期末手当基礎額」の下に「及び勤勉手当基礎額」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。